糸魚川市新型インフルエンザ等対策行動計画

糸魚川市

平成２１年２月策定
平成２７年８月改訂

１　行動計画の策定にあたって

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（以下「パンデミック」という。）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合は、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

さらに、政府行動計画の実効性を更に高め、新型インフルエンザ発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、措置法が制定された。

糸魚川市では、平成21年２月に「糸魚川市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しているところであるが、措置法の基、新型インフルエンザ患者が発生及び流行した場合に備え、国及び県の行動計画を踏まえつつ、「糸魚川市新型インフルエンザ等対策行動計画」に改訂し、その対策を推進し、新型インフルエンザ等の脅威から市民の健康を守り、安全安心を確保していくこととする。

２　新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、新潟県及び当市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延するおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、長期的には、市民の多くがり患するものであるが、患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療の受入能力を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の２点を主たる目的として、国、県、関係機関等と連携して対策を講じていく。

○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療の受入能力を超えないようにすることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

○市民生活及び市内経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市内経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果　概念図＞

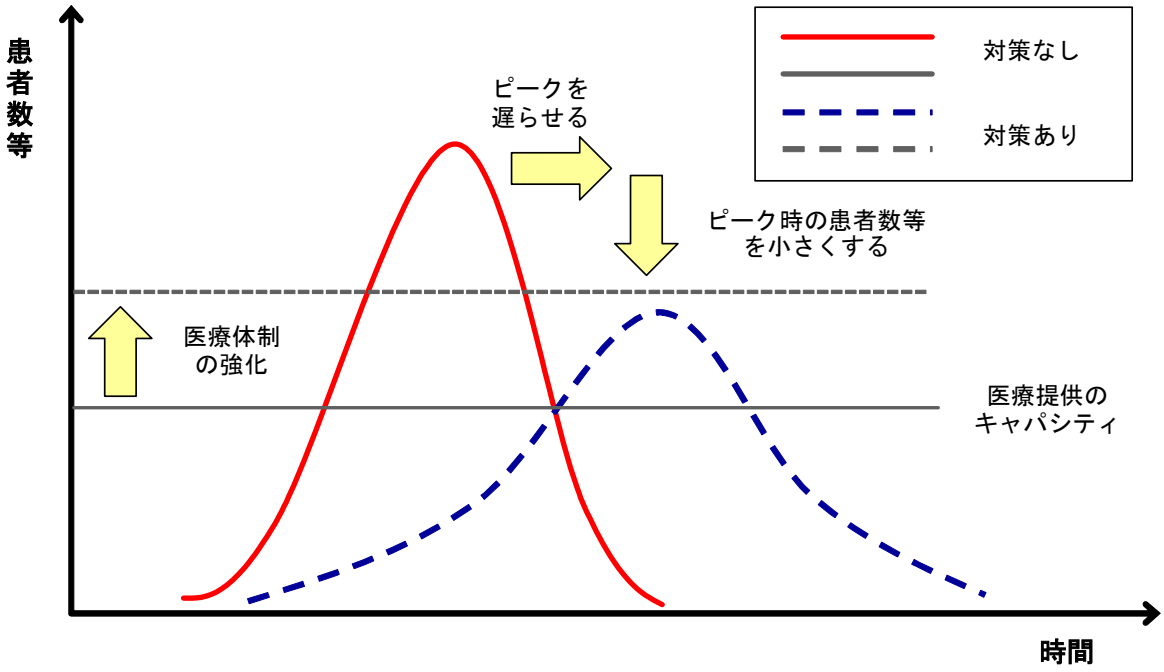
患者数等
対策なし
対策あり
ピークを
遅らせる
ピーク時の患者数等
を小さくする
医療体制
の強化
医療提供の
キャパシティ
時間

３　流行規模の想定

新型インフルエンザ等発生の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるものであり、現時点でその流行規模を完全に予測することは難しいとされている。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性・感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

新潟県は行動計画を策定するに際しては、政府行動計画等を踏まえ、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、次のように推計した。

	全国		新潟県		糸魚川市	
医療機関の受診患者数	約1,300万人～2,500万人		約24万人～約46万人		約5千～8千人	
重症度	中等度	重 度	中等度	重 度	中等度	重 度
入院患者数	約53万人	約200万人	約9,700人	約37,000人	約180人	約700人
1日あたり最大入院患者数	約１０万人	約40万人	約1,800人	約7,400人	約４０人	約140人
死亡者数	約17万人	約64万人	約3,100人	約12,000人	約６０人	約230人

※　米国疾病予防管理センター（ＣＤＣ）モデルに基づき、試算された全国の患者数を人口割（H25.10.1現在の市人口による）して糸魚川市の患者数等を試算した。

※　入院者数及び死亡者数は、この推計の上限値である約46万人を基に、過去に世界で大流行したアジアインフルエンザ等並みの中等度の場合を致命率0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合を致命率2.0%として推計した。

※　全人口の25％がり患し、流行が各地域で約８週間続くという仮定の下では、中等度の場合、１日当たりの最大入院患者数（流行発生から５週目）は、約40人、重度の場合は約140人と推計した。

※　これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意が必要である。

※　この推計による被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

4　基本方針

⑴　基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザ等のパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないことから、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

県行動計画においては、科学的知見及び国等の対策も視野に入れながら、地理的な条件、人口の集中、交通機関の発達等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスの取れた戦略を目指すこととしており、市行動計画においても、県と同様の観点から対策をしていくこととする。

⑵　糸魚川市の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生した時は、政府対策本部の基本的対処方針や県の対処方針等を踏まえ、市内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第３条第４項）

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針等に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

＜発生段階＞

<table>
<tr><th>発生段階（国）</th><th>発生段階（県）</th><th>状態</th></tr>
<tr><td>未発生期</td><td>未発生期</td><td>新型インフルエンザ等が発生していない状態</td></tr>
<tr><td>海外発生期</td><td>海外発生期</td><td>海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国内発生早期</td><td>県内未発生期</td><td>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内での患者は発生していない状態</td></tr>
<tr><td rowspan="3">県内発生早期</td><td rowspan="3">県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国内感染期</td></tr>
<tr><td>県内感染期</td><td>県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
※感染拡大～まん延～患者の減少</td></tr>
<tr><td>小康期</td><td>小康期</td><td>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</td></tr>
</table>

⑶　市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、発生時にとるべき行動等の知識を得るとともに、マスク着用・手洗い・うがい等の感染対策の実践に努める。

⑷　事業者等の役割

新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策の実施や事業の継続に対する準備を行い、事業の継続・縮小等の検討に努める。

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞

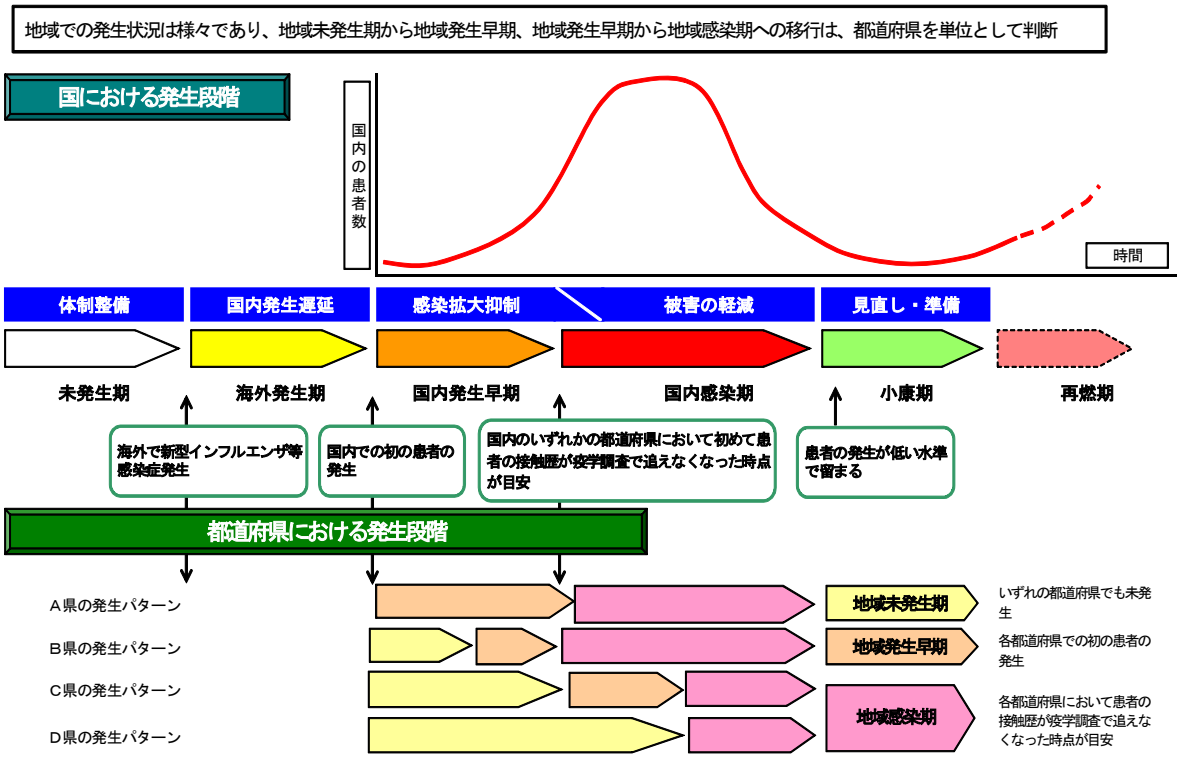

当市においては、未発生期と海外発生期における市の対策はほぼ同様であることから、未発生期と海外発生期を１つの段階とし、５つの発生段階に応じた行動計画とする。

⑸　行動計画の主要項目

ア　実施体制
イ　サーベイランス（調査・監視）・情報収集
ウ　情報提供・共有
エ　予防・まん延防止
オ　予防接種
カ　医療
キ　市民生活及び経済の安定確保

5　行動計画の各段階の目的と対策

【第一段階】未発生期、海外発生期

目的：

1　国内（市内）発生に備えて体制の整備を行う。
2　県、関係機関との連携の下に発生の早期確認に努める。

主な対策：

1　従来型のインフルエンザの早期把握、予防の奨励
2　新型インフルエンザ発生に備えた行動計画、業務継続計画、マニュアルの策定
3　保健所の実施するサーベイランスへの協力準備
4　ヒトへの鳥インフルエンザ発生の早期把握と防疫
5　家畜・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの流行把握
6　新型インフルエンザ等発生に備えた対策の準備と必要資器材の備蓄
7　保健所と協力して新型インフルエンザ等発生に備えた医療体制の準備
8　抗インフルエンザ薬、ワクチン等の在庫把握

項　目	対応内容	担当部署
実施体制	1　糸魚川市新型インフルエンザ等対策推進本部の設置（海外発生期～小康期は必要に応じ会議を開催する）。なお、対策本部の組織については、糸魚川市災害対策本部組織図に準じる。。	総務課、消防防災課、健康増進課
	2　糸魚川市新型インフルエンザ等対策本部への移行については、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出された場合とし、国・県の対処方針を確認する。	総務課、消防防災課、健康増進課
	3　国、県の「新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、「糸魚川市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定し、必要に応じて、随時見直しを行う。	総務課、消防防災課、健康増進課
	4　業務継続計画を策定し、必要に応じて、随時見直しを行う。	総務課、消防防災課、各課
	5　国、県のガイドライン等を参考に各種マニュアルを策定し、必要に応じて、随時見直しを行う。	総務課、消防防災課、関係課
	6　保健所、市医師会、市内医療機関等を対象に行動計画への理解と協力を求める。	健康増進課
	7　市民、公共交通機関、ライフライン及び集客施設等の事業者を対象に行動計画について周知を図る。	総務課、健康増進課、建設課、ガス水道局、商工観光課、農林水産課

【第一段階】未発生期、海外発生期		
項　目	対応内容	担当部署
実施体制	8　新型インフルエンザ等対策の職員啓発（セミナー、研修等により職員への危機管理意識の向上及び注意喚起）を図る。	総務課、健康増進課、こども課、関係課
	9　新型インフルエンザ等対策について、職員等の感染防御用資機材（マスク、ゴーグル、感染防止衣、消毒薬等）の備蓄数の再確認と追加備蓄を行う。	総務課、健康増進課、消防本部
	10　関係職員に対して消毒方法の研修、訓練等を実施して周知を図る。	健康増進課、消防本部
	11　県が示すワクチン接種に関する基本方針及び接種ガイドラインに基づき、市の接種計画を策定する。	健康増進課
	12　事業所等の業務継続計画の策定を促進する。	消防防災課、関係課
サーベイランス・情報収集	1　保健所等を通じ、高病原性鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等の感染情報の収集を行う。（海外発生期～小康期）	健康増進課、農林水産課、消防防災課
	2　市の広報紙、ホームページ等にインフルエンザに関する情報を掲載し、市民、事業所等に感染予防の正しい知識の普及と推奨する感染予防策を周知する。	総務課、健康増進課
	3　国、県等と情報の共有に努める。	各課
情報提供・共有	1　電話相談窓口の設置と適切な情報提供（外国人や障害者等の情報弱者（以下「情報弱者」という）を含む）ができる体制を整備し、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合には、「新型インフルエンザ等コールセンター（以下「コールセンター」という。）」を設置し、保健所等と連携して新型インフルエンザ等の発生・対応状況等について情報提供を行う。	総務課、健康増進課、福祉事務所、環境生活課、こども課、こども教育課
	2　市医師会、市内医療機関等の関係機関に対し、迅速な情報提供ができるよう連絡体制を整備する。	健康増進課
予防・まん延防止	1　マスクの着用、手洗い、うがいなどの感染予防策について周知を図る。	健康増進課、関係課
	2　市民に対する従来型インフルエンザワクチンの接種を勧奨する。	健康増進課、福祉事務所、こども課

【第一段階】未発生期、海外発生期		
項　目	対応内容	担当部署
予防・まん延防止	3　疑似症患者が発症した場合の対応を事前に策定しておくとともに、疫学調査等について関係機関と連携する。	総務課、健康増進課、消防防災課
	4　職員の従来型インフルエンザワクチンの接種に努める。	総務課、健康増進課
	5　衛生資器材等の流通・在庫等の状況の把握等について、県に適宜協力する。	関係課
予防接種	1　特定接種について、国・県及び医師会等の関係機関と連携を図り、特定接種への協力を行う。	健康増進課
	2　国・県及び医師会等の協力を得ながら、住民接種の体制を整える。	
医療	1　保健所と協力して、コールセンター、帰国者・接触者相談センター（以下「相談センター」という）及び糸魚川総合病院での帰国者・接触者外来（以下「接触者外来」という）の体制整備の準備をする。	健康増進課
	2　各段階における搬送体制の整備を図るとともに傷病者搬送を適切に行うための「救急対応マニュアル」を策定、必要に応じて、随時見直しを行う。	消防署
市民生活及び経済の安定の確保	1　感染拡大の防止のため、保育園、幼稚園、学校等に対して、臨時休校あるいは学級閉鎖となる場合があることの周知を図る。	こども課
	2　感染拡大の防止のため、市民に対して、集会等の各種行事の自粛協力について周知を図る。	健康増進課、企画定住課、総務課
	3　感染拡大の防止のため、集客施設業界などに対し、事業活動の自粛協力を求めることを事業者に周知する。	商工観光課、農林水産課、総務課
	4　市民に対して、外出時のマスクの着用、インフルエンザの様な症状が表れた場合の外出自粛などのまん延防止の定着化について周知を図る。	健康増進課、総務課

【第一段階】未発生期、海外発生期		
項　目	対応内容	担当部署
市民生活及び経済の安定の確保	5　公共交通機関及び電気、水道、ガスなどのライフラインの機能確保の協力について事業者に周知を図る。	建設課、商工観光課、ガス水道局、総務課
	6　市のごみ処理状況の調査と市民、事業者等にごみの減量化と排出抑制について周知を図る。	環境生活課
	7　外出自粛する高齢者等への食糧、生活必需品等の調達方法について検討する。	福祉事務所
	8　在宅療養者（児童、高齢者、障害者等）への支援方法について検討する。	福祉事務所、こども教育課
	9　感染拡大の防止のため、保育園、幼稚園、学校等の臨時休校対応に関し、市内事業者に対しての協力要請を行う。	こども課、こども教育課、商工観光課

【第二段階】県内未発生期		
目的：		
1　国内（市内）での感染拡大をできる限り抑える。		
主な対策：		
1　保健所と協力して流行地域からの帰国者等の把握 2　保健所へのサーベイランス体制の協力 3　保健所と協力して感染拡大に備えた医療機関の確保 4　ワクチンの供給が整い次第、住民接種の実施 5　保健所と協力して市内で発生した場合の感染拡大の防止 6　保健所と協力して発生が疑われる者の医療機関への迅速な誘導 7　関係機関と連携した情報共有と対策の強化		
項　目	対応内容	担当部署
実施体制	1　「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出された場合、国・県の対処方針を確認し、糸魚川市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。	総務課、消防防災課、健康増進課
	2　「新型インフルエンザ等流行警戒宣言」の発表	総務課、消防防災課
	3　保健所、市医師会、市内医療機関等と統一した対応がとれるように連携強化を図る。	健康増進課
	4　新型インフルエンザ等対策を関係機関に呼びかけ連携を強化する。	健康増進課、消防防災課、関係課
	5　公共交通機関の運行、企業等の事業活動、集客施設の各種行事等の自粛協力の要請準備を行う。	消防防災課、総務課、建設課、商工観光課、農林水産課
	6　職員への感染予防策の徹底を周知する。	総務課、健康増進課、各課
	7　感染防御用資機材の使用方法と消毒の実施方法について職員に周知を図る。	消防本部、健康増進課、総務課
	8　感染防御用資機材の在庫確認と補給をする。	消防本部、健康増進課、総務課

【第二段階】県内未発生期		
項　目	対応内容	担当部署
サーベイランス・情報収集 情報提供・共有	1　保健所と協力して新型インフルエンザ等の発生状況及び市内での疑わしい事例の早期発見に努める。	健康増進課
	2　保健所等を通じ、また、インターネット等により新型インフルエンザ等に係る情報収集を行い、市民への情報提供に努める。	健康増進課、消防防災課、総務課
	正確な情報源となる主な機関 厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所、新潟県等	
	3　近県での発生状況等の情報収集に努め、必要によりコールセンターの体制を強化する。	健康増進課、福祉事務所、こども課、こども教育課、総務課
	4　医療機関への受診方法の周知啓発を行う。発熱者は受診する前にコールセンターへ問い合わせるよう周知徹底する。	健康増進課、総務課、こども課
	5　市民（情報弱者を含む）に対して家庭内備蓄物資（食糧、日用品、医薬品）の啓発を行う。	消防防災課、総務課、福祉事務所
予防・まん延防止	1　新型インフルエンザ等の発生している地域に滞在した者の外出自粛と保健所への連絡について市民に呼びかける。	健康増進課、総務課
	2　県からの新型インフルエンザ等に対するワクチン接種の要請に備えて、優先順序を決めておく。	総務課、健康増進課、消防防災課
	3　市民、学校、福祉施設等に対し、標準予防策等による感染予防の徹底を呼びかける。	健康増進課、こども教育課、福祉事務所、各課
	4　市民、事業所等において、マスクの着用、手洗い、うがいを推奨する。また、新型インフルエンザの様な症状が認められた場合、外出等の自粛を求めるとともに、コールセンターに問い合わせるよう周知する。	健康増進課、商工観光課、総務課、こども課、こども教育課、消防防災課

【第二段階】県内未発生期		
項　目	対応内容	担当部署
予防接種	1　特定接種について、国・県及び医師会等の関係機関と連携を図り、引き続き特定接種への協力を行う。	健康増進課、総務課、福祉事務所、こども課、消防防災課
	2　ワクチンの供給が整い次第、住民接種ができるよう検討する。	健康増進課
	3　住民接種の実施については、国・県及び医師会等と連携するとともに、妊婦や基礎疾患を有する者に関しては、個別接種対応も医師会等と協議する。	健康増進課、総務課、こども課、こども教育課、福祉事務所、消防防災課
	4　住民接種会場は、糸魚川地域３箇所、能生地域１箇所、青海地域１箇所とし、基本は集団接種とする。	総務課、健康増進課、こども課、福祉事務所、生涯学習課、消防防災課
	住民接種会場（候補施設）　ビーチホールまがたま、アクアホール 姫川コミュニティスポーツセンター 能生体育館、田沢体育館	
	5　住民接種が実施できる体制（医師、看護師等の医療従事者及び接種に要する医療資器材の確保）を整備する。	健康増進課
	6　市民（情報弱者を含む）への住民接種の方法等の周知方法を確立しておく。	総務課、健康増進課、こども課、福祉事務所、環境生活課
医療	1　新型インフルエンザ（疑いも含む。）患者を含めた外来誘導方法の整備と接触者外来を把握する。	健康増進課
	2　市内での患者発生に備えた医療体制を確認する。	健康増進課
	3　市内での患者発生に備えた搬送体制を確保する。	消防署
	4　保健所、市医師会、市内医療機関等と協力して、新型インフルエンザ等に対応する外来及び入院医療機関の確保に関する検討を要請する。	健康増進課

【第二段階】県内未発生期		
項　目	対応内容	担当部署
市民生活及び経済の安定の確保	1　住民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者として適切な行動をとるよう呼びかける。	環境生活課
	2　浄水・排水設備等の保守点検等を行い、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。	ガス水道局
	3　県等が行う、事業者等に対する、食料品、生活必需品等の価格の高騰、買占めや売惜しみの防止・回避等に係る要請等について、適宜、協力する。	商工観光課
	4　県等からの要請を踏まえ、引き続き、斎場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。	環境生活課

【第三段階】県内発生早期		
目的：		
1　健康被害を最小限に抑える。 2　適切な医療の提供と感染拡大に備えた体制の整備を行う。		
主な対策：		
1　感染流行のピークを遅らせるための感染対策等を実施する。 2　医療体制や感染対策について、市民に対して積極的に情報提供を行う。 3　保健所と協力して患者の急増時に備えた医療への対応と提供と医療機関での院内感染対策を実施する。 4　医療体制の確保、市民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備する。		
項　目	対応内容	担当部署
情報提供・共有	1　保健所等を通じ、また、インターネット等により新型インフルエンザに係る情報収集を行い、市民への情報提供を積極的に行う。	健康増進課、消防防災課、総務課
予防・まん延防止	1　市民、事業所等において、マスク着用、うがい、手洗いを推奨する。感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染対策の徹底を要請する。	健康増進課、商工観光課、消防防災課、総務課
予防接種	1　特定接種について、国・県及び医師会等の関係機関と連携を図り、引き続き特定接種への協力を行う。	総務課、こども課、福祉事務所、消防防災課
	2　ワクチンの供給が整い次第、住民接種を実施する。	健康増進課
医療	1　在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援などの対応に係る準備を行う。	健康増進課、福祉事務所
市民生活及び経済の安定の確保	1　県内又は富山県若しくは長野県で新型インフルエンザ等が発生した場合には、感染拡大の防止のため、保育園、幼稚園、学校等に対して、臨時休校等の要請・措置を各施設管理者に対して行う。	こども課
	2　新型インフルエンザ等発生時の感染拡大の防止のため、市民に対して、集会等の各行事の自粛についての協力要請の準備を行う。	健康増進課、企画定住課、総務課、各課
	3　人の移動や集合に伴う感染の機会を減少させるため、区間と期間を限定して、公共交通機関の運行縮小についての協力要請の準備を行う。	建設課

【第三段階】県内発生早期		
項　目	対応内容	担当部署
市民生活及び経済の安定の確保	4　集客施設業界など、業種と期間を限定し、事業活動の自粛について協力要請の準備を行う。	消防防災課、商工観光課、農林水産課
	5　外出時のマスクの着用、インフルエンザの様な症状が表れた場合の外出自粛などのまん延防止について市民等への周知を強化する。	健康増進課、総務課
	6　社会機能の低下による影響を最小限にするため、食糧、生活必需品等の確保協力について関係団体等への要請準備を行う。	消防防災課、商工観光課
	7　外出自粛する高齢者等への食糧、生活必需品等の調達について準備する。	福祉事務所
	8　在宅療養者（児童、高齢者、障害者等）への具体的な支援準備に着手する。	福祉事務所、こども課

【第四段階】県内感染期		
目的：		
1　健康被害を最小限に抑える。 2　医療機能、市民生活及び経済への影響を最小限に抑える。		
主な対策：		
1　感染拡大を防止するため、相談体制、情報共有体制の強化 2　保健所と協力して感染症指定医療機関等を中心に外来、入院医療機関の把握と感染拡大に備えた医療体制の確保要請 3　保健所と協力して患者の急増時に備えた仮設外来医療の設置提供と可能な限りの患者在宅サービスの実施 4　外出や集会、イベント等の自粛協力要請とライフライン確保の協力要請 5　社会不安を解消するための広報活動の強化 6　公共交通機関の運行縮小、企業等の事業活動の自粛協力及びその他の自粛協力等の要請 7　遺体安置所の設置と円滑な埋火葬対策の実施		
項　目	対応内容	担当部署
実施体制	1　糸魚川市新型インフルエンザ等対策本部の強化	総務課、消防防災課、健康増進課
	2　「新型インフルエンザ等非常事態宣言」の発表	
	3　保健所、市医師会、市内医療機関等と協力して、新型インフルエンザ等に対応する外来及び入院医療機関の確保を要請するとともに新たな外来医療機関（臨時外来医療機関）及び入院病床（臨時病床）の提供を行う。	健康増進課
	4　公共交通機関の運行、企業等の事業活動、集客施設の各種行事等の自粛協力を要請する。	消防防災課、総務課、建設課、商工観光課、農林水産課
	5　必要に応じて感染防御資機材、医薬品、消毒剤等の補充を行う。	消防防災課、健康増進課
	6　備蓄物資の提供を行う。	消防防災課、健康増進課
	7　縮小中止業務及び閉鎖窓口等の決定と広報を行う。	総務課、各課
	8　必要に応じて消毒を実施し、消毒方法について市民に指導を行う。	健康増進課、環境生活課

【第四段階】県内感染期		
項　目	対応内容	担当部署
サーベイランス・情報収集 情報提供・共有	1　保健所と協力して新型インフルエンザ等の発生状況及び市内での疑わしい事例の早期発見に努める。	健康増進課
	2　国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。	健康増進課、消防防災課
	3　県内の患者数及び入院医療機関の空床状況等を把握する。	健康増進課
	4　新型インフルエンザ等の感染予防策について市民啓発を徹底する。	健康増進課、総務課
	5　保健所と連携して新型インフルエンザ等発生状況の広報を行う。	健康増進課、総務課
	6　医療機関への受診方法の周知啓発を行う。	健康増進課、総務課
	7　自宅静養の方法について啓発を行う。	健康増進課、総務課
	8　市民に対して家庭内備蓄物資（食糧、日用品、医薬品）の啓発を行う。	消防防災課、総務課
	9　コールセンターの体制を強化する。	健康増進課、福祉事務所、こども課、総務課
	10　中止業務及び閉鎖窓口等の決定と広報を行う。	総務課、各課
予防・まん延防止	1　事業所、福祉施設等において、マスク着用、うがい、手洗いを推奨する。また、新型インフルエンザの様な症状が認められた場合、従業員の就業制限と、コールセンターに問い合わせるよう周知する。	健康増進課、商工観光課、福祉事務所、消防防災課
	2　新型インフルエンザ等の患者に対して、自宅待機を勧めるとともに、関係団体の協力を得ながら、待機期間中の必要な支援を行う。	健康増進課、消防防災課

【第四段階】県内感染期		
項　目	対応内容	担当部署
予防接種	1　特定接種について、国・県及び医師会等の関係機関と連携を図り、引き続き特定接種への協力を行う。	健康増進課、総務課、こども課、福祉事務所、消防防災課
	2　ワクチンの供給が整い次第、住民接種を実施する。	健康増進課
	3　住民接種の実施については、国・県及び医師会等と連携する。	健康増進課、総務課、こども課、福祉事務所、消防防災課
	4　住民接種会場は糸魚川地域３箇所、能生地域１箇所、青海地域１箇所とし、集団接種とする。	健康増進課、総務課、こども課、福祉事務所、生涯学習課、消防防災課
	住民接種会場（候補施設）　ビーチホールまがたま、アクアホール 姫川コミュニティスポーツセンター 能生体育館、田沢体育館	
医療	1　適正な医療が提供できるよう、保健所、市医師会、市内医療機関と十分な連携確保を行う。	健康増進課、消防本部
	2　外来患者（確定患者、疑い患者）の発生増加に伴い、臨時医療機関の確保と診療時間の延長等を保健所に要請する。	健康増進課
	3　新型インフルエンザ等の患者の入院病床を確保するため、市内医療機関の入院病床の確保を保健所に要請する。	健康増進課
	4　必要により、公共施設を臨時外来医療機関としての協力準備を行う。	健康増進課、関係課
	5　市内での大規模流行に対応するため、類似症状の複数者の搬送など、状況に応じた搬送体制の確保を図る。	消防署

【第四段階】県内感染期		
項　目	対応内容	担当部署
市民生活及び経済の安定の確保	1　保育園、幼稚園、学校等の臨時休校等について各施設管理者等に要請・措置する。	こども教育課
	2　市民に対して集会等の各種行事の自粛協力を要請する。	健康増進課、企画定住課、総務課
	3　公共交通機関事業者に対して、区間と期間を限定して運行縮小の協力を要請する。	建設課
	4　集客施設事業者等に対して、業種と期間を限定し、事業活動の自粛協力を要請する。	消防防災課、商工観光課、観光交流課
	5　職員の感染状況を勘案し、優先継続の優先業務の選択を行う。	総務課、各課
	6　公共交通機関及び電気などのライフライン事業者に対して、機能確保の協力について要請を行う。	建設課、商工観光課、総務課
	7　市民、事業者等に対して電気・ガス・水道その他の資源の使用を抑制するよう協力を要請する。	消防防災課、商工観光課、総務課
	8　社会機能が低下する中で、関係団体等の協力を得て、食糧、生活必需品等の確保に努める。	消防防災課、商工観光課
	9　ごみ収集回数等の維持の困難になる事態に備え、市民、事業者等に対し、ごみの減量と排出抑制についての協力を要請する。	環境生活課
	10　外出自粛する高齢者等への食糧、生活必需品等の調達確保を行う。	福祉事務所
	11　必要に応じて、在宅療養者（児童、高齢者、障害者等）へ食料、生活必需品等の支援を行う。	福祉事務所、こども課
	12　必要に応じて、介護事業者等に事業維持を要請する。	福祉事務所
	13　高齢者、乳幼児のいる家庭に対して、市の防災行政無線、安心メール等を活用して不要不急の外出の自粛協力を要請する。	健康増進課、総務課
	14　防災機能の確保に努めるとともに糸魚川警察署に防犯機能の確保を要請する。	環境生活課
	15　新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、可能な限りの火葬施設の稼動を確保する。	環境生活課

【第四段階】県内感染期		
項　目	対応内容	担当部署
市民生活及び経済の安定の確保	16　火葬能力を超えた場合の遺体を一時安置するための公共施設の確保などの対策を検討し、準備する。	環境生活課
	17　大規模流行期における死亡者の増加により、遺体の一時安置所での収容能力を超える事態に備え、一時埋葬等も含め準備する。	環境生活課

【第五段階】小康期		
目的：		
1　・社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。		
主な対策：		
1　第三段階までに実施した対策について評価、検証を行い、次の流行の波に備えた対策を検討実施し、不要な対策等は解除する。 2　不足している資機材、医薬品等の調達及び再配備を行う。		
実施体制	1　糸魚川市新型インフルエンザ等対策本部を閉鎖し、糸魚川市新型インフルエンザ等対策推進本部へ移行する。	総務課、消防防災課、健康増進課
	2　「新型インフルエンザ終結宣言」の発表	
	3　第二、第三段階等の対応に関する評価等から行動計画等の見直しを行う。	消防防災課、健康増進課、各課
	4　庁内各部署の役割等の課題整理と見直しを行う。	消防防災課、健康増進課、各課
	5　公共交通機関の運行、企業等の事業活動、集客施設の各種行事等の自粛協力の解除を行う。	消防防災課、総務課、建設課、商工観光課、農林水産課
	6　医療、搬送体制の見直しを行う。	健康増進課、消防署
	7　感染防御資機材等の補充と見直しを行う。	消防防災課、健康増進課、総務課、消防本部
	8　業務及び閉鎖窓口等を順次平常体制に移行する。	総務課、各課
サーベイランス・情報収集 情報提供・共有	1　県、市内の流行状況など最新情報の収集と提供を行う。	健康増進課、消防防災課
	2　インフルエンザ等の正しい知識と適切な感染予防策について、市民に情報提供を行う。	健康増進課、総務課
	3　市民等からの相談、問い合せ件数の減少に伴い、コールセンターの対応人員等の縮小を図る。	健康増進課、福祉事務所、こども課、総務課
	4　情報提供内容と方法について見直しを行う。	健康増進課、総務課
	5　市の広報媒体のリストアップと様々な対象者を想定した広報手段の見直しを行う。	総務課

【第五段階】小康期		
項　目	対応内容	担当部署
予防・まん延防止	1　発生経過を整理して、新たな発生や流行の再燃に備えて、発生拡大の防止のための取組みについて、見直しと改善に努める。	健康増進課、消防防災課、関係課
医療	1　臨時外来医療機関及び臨時病床を設置していた場合は、設置を終了し、通常の医療体制に移行する。	健康増進課
	2　流行の経過と新たな発生や流行の再燃に備えて、医療体制及び搬送体制の見直しと改善を行う。	健康増進課、消防署
	3　流行の経過を踏まえ、新たな発生と再燃に備えて感染防止衣、医薬品、消毒薬等の備蓄の見直しを行う。	消防防災課、健康増進課、消防防災課
市民生活及び経済の安定の確保	1　流行状況を勘案し、保育園、幼稚園、学校等の保育、教育活動の再開を行う。	こども教育課
	2　社会機能の状況を踏まえ、在宅療養者（児童、高齢者、障害者等）へ食料、生活必需品等の支援を平常時の体制に移行させる。	福祉事務所、こども課
	3　防犯・防災機能の状況を踏まえ、地域住民の防犯・防災活動を平常時の体制に移行させる。	環境生活課
	4　斎場の稼動については、新型インフルエンザ等による死亡者数を踏まえ、平常時の体制に戻す。	環境生活課
	5　遺体の一時安置所においては、新型インフルエンザ等による死亡者数を踏まえ、順次閉鎖していく。	環境生活課

6　糸魚川市新型インフルエンザ等対策本部の役割

新型インフルエンザ等の発生は、多くの市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあることから、重大な危機管理として取り組む必要がある。

このことから、糸魚川市新型インフルエンザ等対策本部は、各部への指示伝達を行い、新型インフルエンザ等対策が的確に実行されるように会議を開催する。また、必要に応じて専門家等の意見を聴き、必要な対策等を計画実行する。

なお、組織については、糸魚川市災害対策本部に準ずるものとする。

7　各部の役割

各部は、次の役割分担に基づき、市民の生命と健康を守り、安全安心を確保していく。

なお、職員の健康状態等により、各部の業務遂行に支障をきたす場合、各部においては、相互に応援体制をとって対応するものとする。

部	課	役　　割
総務部	議会事務局 総務課 企画定住課 財政課 能生事務所 青海事務所 会計課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局	・広報に関すること ・自治会・自主防災組織との連絡に関すること ・市職員の感染予防に関すること ・他部への応援に関すること
市民部	市民課 環境生活課 福祉事務所 健康増進課	・新型インフルエンザ等対策の総合調整に関すること ・新型インフルエンザ等発生状況の把握に関すること ・新型インフルエンザ等の感染予防策の広報内容に関すること ・市民からの電話相談に関すること ・収容医療機関の調整に関すること ・新型インフルエンザ等の基礎知識や感染予防策の情報に関すること ・医療機関との情報連絡に関すること ・新型インフルエンザ等の初動対応に関すること ・福祉施設等の感染予防対策等に関すること ・外国人、障害者及び高齢者等の支援に関すること ・遺体の収容、安置及び火葬に関すること ・資源の使用抑制及びゴミの排出抑制に関すること
産業部	商工観光課 農林水産課 建設課 農業委員会事務局	・公共交通機関、ライフライン事業者等との調整に関すること ・食糧及び生活必需品などの配送、安定供給に関すること ・企業の事業活動の自粛に関すること ・家畜の伝染情報に関すること
ガス水道部	ガス水道局	・ライフライン事業者等との調整に関すること ・ガス、水道、下水道事業の確保に関すること

部	課	役　　割
教育部	こども教育課 こども課 生涯学習課 文化振興課 公民館 市民図書館 市民会館 博物館	・保育園、幼稚園及び学校、集会施設などの感染予防対策等に関すること ・他部への応援に関すること
消防部・防災部	消防本部 （消防防災課） 消防署	・国、県、隣接市町等の連携に関すること ・社会活動及び事業活動等の自粛要請等に関すること ・傷病者の搬送に関すること ・感染廃棄物の適切な処理に関すること
各　部　共　通		・所管施設における感染予防対策に関すること ・来庁者、利用者、その他市民への情報提供、啓発、指導に関すること ・関係団体･組織への情報提供、連絡体制と体制作りや対策の指導に関すること ・集客施設の営業自粛･休業指導に関すること ・縮小中止業務及び閉鎖窓口等の決定及び必須業務窓口の機能･体制確保に関すること